

## 令和元年度 第4回 長野県契約審議会議事録

日 時 令和2年1月31日（金）  
15時00分～17時00分  
場 所 ホテル信濃路 3階 信濃

### 1 開 会

○井上企画幹

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和元年度第4回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます会計局契約検査課の井上和幸と申します。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、お手元に配付しました次第に従いまして進行してまいります。本日は、小澤委員から欠席の連絡がございましたので、11名の委員の皆様にご出席いただいているところでございます。これによりまして、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることを、まずご報告いたします。

また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県の公式ホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。なお、会議の終了時刻につきましては17時ごろを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様にお願いがございます。本日の資料は、今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、その点に十分ご留意いただくようお願いいたします。

### 2 会議事項

#### (1) 審議事項

##### ア 前回審議会の主な意見

○井上企画幹

それでは、2の会議事項に入ります。

議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、碓井会長に会議事項の進行をお願いいたします。

○碓井会長

皆様、本年初めてでございます。どうぞ本年もよろしくお願いいたします。

それでは会議事項の(1)審議事項、ア「前回審議会の主な意見」を取り上げたいと思います。

事務局からご説明願います。

## ○事務局

私から、資料1、横長のA3の表になりますが、前回審議会の主な意見をご説明させていただきます。失礼して、着席して説明させていただきます。

こちらは、前回、令和元年11月18日に行われました第3回長野県契約審議会の主な意見を要約、または類似のご意見につきましてはまとめるなどしまして、整理させていただいたものでございます。

内容は記載のとおりでございますけれども、表の右側にあります事務局の対応案等のうち、前回審議会での事務局からの説明に補足等を加えたものにつきましては、網掛けをしているところでございます。網掛けをした部分でございますが、左の「建設工事における『登録基幹技能者』の評価対象の拡大」ということで、技能労働者の資格であります登録基幹技能者の活用を拡大するとともに、処遇改善を図ることを目的としまして、これまで総合評価落札方式におきまして、元請の技能労働者、登録基幹技能者のみを評価していたものを、1次下請の登録基幹技能者まで評価を拡大するという取組についての内容でございます。

これに対しまして、蔵谷委員から、「見直し後は登録基幹技能者配置の評価対象に1次下請業者を加えるとあるが、登録基幹技能者が同じ時期に複数の現場を掛け持ちする場合の対応を考えておくべきではないか」というご意見をいただきました。こちらは、拡大することによりまして、1人の登録基幹技能者が複数の現場を掛け持ちすることができるようになるため、そのときの対応を考えておくべきではないかというご意見でございます。

それに対しまして、県の対応案等でございます。総合評価落札方式の評価項目で、元請企業または1次下請企業が雇用する登録基幹技能者を当該工事に従事されることを申請し、契約に至った場合は、発注者が指定した工種の工事期間中は、登録基幹技能者を当該工事現場に配置する必要がある、発注者の監督員が施工期間中に配置状況の確認を行うこととします。その際、登録基幹技能者が配置されていないことが確認された場合は、工事費減額や工事成績点の減点措置を講じることとなります。

このため、複数の工事現場で同一登録基幹技能者を従事させることは可能ですが、工事の従事期間が重複しないように工程を調整していただくこととなりますという回答をさせていただいております。こちらに書いてありますように、発注者としても、工事期間中は登録基幹技能者の配置を確認していくということでやっていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

## ○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただ今ご説明いただきました資料1について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。記録として残りますので、一応目を通してお願いいたします。

よろしゅうございますか。それでは、この記録を残させていただくことにしたいと思います。

## イ 建設工事の総合評価落札方式における加点項目の新設

## ○碓井会長

続きまして、審議事項のイ「建設工事の総合評価落札方式における加点項目の新設」について、事務局からご説明をお願いいたします。

## ○事務局

着座にて説明させていただきます。

資料の2、2ページをご覧くださいと思います。「建設工事の総合評価落札方式における加点項目の新設」についてでございます。建設キャリアアップの活用になります。

1の「現状と課題」からご説明をさせていただきます。建設キャリアアップシステムは、今年度から本格運用がスタートいたしまして、技能労働者の登録が進められている状況でございます。建設キャリアアップシステムにつきましては、2の「取組内容」の上に小さな文字で概要を説明してございますけれども、技能者一人一人の就業実績や資格を登録しまして、技能者の公正な評価、処遇改善、それから現場管理の効率化につなげられるシステムということで、構築に向けまして、官民一体で取組を進めているところでございます。

2つ目の「○」でございますが、技能者の現在の登録状況ということでございます。昨年12月現在の県内の登録数は1,680人、全国で16万7,000人余りとなっております。技能者登録につきましては、国土交通省では、初年度である今年度中に100万人、2023年には全ての建設技能者約330万人と言われておりますけれども、その登録を目指しているというところでございますが、今年度の目標達成につきましては、厳しい状況にあると言われております。技能者の登録と、現場運用の促進、システムの活用拡大を図る取組が必要となっているところでございます。

2の「取組内容」でございますが、(1)といたしまして、総合評価落札方式の価格以外点の評価項目にシステムの活用に関する項目を、新たに追加させていただきます。かぎ括弧内の波線部分でございますが、「建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者」を評価いたします。

システムの活用につきましては、具体的には、枠内の「※」以下のところでございますけれども、受注者が建設現場においてカードリーダーを設置していただき、登録した技能者が日々の就業履歴を蓄積していただきます。かつ作業員名簿、施工体制台帳といった作成などを現場管理に活用してもらうことを求めています。また、申請した落札候補者に対しましては、システムを活用する旨を記載していただきました誓約書を提出していただく予定でございます。

(2)「対象工事及び評価点」でございます。対象工事につきましては、総合評価落札方式により発注する全ての工事を対象といたします。ただし、令和2年度につきましては、予定価格8,000万以上の工事を対象とさせていただきたいと考えております。平成30年度の実績ベースでございますが、概ね150件程度、全体の大体8%程度になるかと思っております。評価点でございますが、0.25点といたします。

3の「効果」でございますが、システムの活用拡大によりまして、技能労働者の経験や技能に応じた処遇の実現、それから現場管理の効率化につながるものと考えております。

4の「実施時期」でございますが、4月の公告案件からの適用を予定しております。

説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、ご質問やご意見がありましたら。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

蔵谷委員と長野県にお聞きします。まず蔵谷委員さんにお聞きしたいのですが、全国で16万7,000人、建設業振興基金のホームページによると、正確には16万7,397人となっています。先ほどお話がありましたように、初年度目標は100万人と言っているんだけど、大変遅れています。この原因は何か、お分かりでしたら教えていただきたいというのが1つ。

2つ目は、長野県の登録業者数は1,680人です。9月の審議会のときにお聞きした長野県での技能労働者は6万1,000人だとおっしゃったので、大体2.75%です。今お話がありました全国の登録業者数が16万7,397人で、全国の技能労働者が330万人ですので、5.07%です。長野県はちょっと遅れています。それはどういう理由なのか、この2点を教えていただけませんかでしょうか。

○碓井会長

蔵谷委員にお願いしましょうか。

○蔵谷委員

最初に長野県が遅れた理由、なぜこれだけかということですが、1点目は、初年度は100万人を国交省が打ち出して、窓口を建設業振興基金にしました。スタートも1年遅れました。それは、カードリーダーを含めてソフトのマネジメントをするソフトウェア会社が応札しましたが、価格が合わなかったということで、1年遅れてスタートの準備に入りましたので、まずスタートが遅れているということ。

それから当初、私もその会議に出ましたが、国交省はこのキャリアアップに入ることでインセンティブをお考えですかという質問をしたら、取りあえずはインセンティブは考えていないということを明言されたので、「時期によっては」とお答えになればいいのと思って質問したんですが、そう明言されたので、それも1つマイナスになるのかなと思います。

それから、東京オリンピックを控えて、大手が作業員の、特にこういう匠の技を持っている方のリストを全部手に入れることによって、ヘッドハンティングが起きるのではないかという懸念があったことも事実です。ということで、非常に遅れたのかと思います。

それから、12月現在で100万人が16万人しか集まらないということですが、これはやはり、振興基金の登録の窓口の業務が思ったよりも時間が掛かって、今3か月待ち、4か月待ちです。長野県も窓口が2つありますが、申請しても実際に登録されるのが半年待ち、早くても3か月待ちが現状であります。

それから2つ目です。これは県の方がデータを持っているので、県の方にお答えをいただいたほうがいいかもしれませんが、やはりインセンティブをつくると、すぐそれだけ登録する方が増えるのではないかとということでもあります。長野県は新しいことに関しては意外と保守的だから、スタートは遅いのですが、建設部さんがうんと言うとフッと上がる可能性があるので私は期待していますが、2番目は建設部さんのほうが詳しいかと思っておりますのでお願いします。

○吉野委員

長野県さんにもお伺いしたいのですが、今の件と、それからこういう発注者として支援の取組をされるのは大変いいことだと思っております。県としては、これによってどのくらい進むとお考えでしょうかということ。それからこの他にさらなる支援策としてお考えになっていることがあるでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

○碓井会長

事務局、では、先ほどの藏谷委員から振られたことも含めて、どうぞご発言ください。登録が進んでいない理由です。

○事務局

登録が進んでいないといいたいでしょうか、全国に比べて長野県が若干低いといいたいでしょうか、半分なんですけれども、1つには、こういった制度の運用が始まりまして、取り組まれる企業というのはやはり大手の企業さんが非常に多いのではないかと。県内の企業さんの中でも取り組んでいただいているところもあるわけですが、そういったところが全国の平均と比べまして、県内平均が押し下がっている原因になっているのかという気はいたしております。

それから、今回こういった施策をやらせていただくことでどれくらい伸びるかということに関しましては、具体的に推計等をしていないものですからお答えを申し上げられませんが、これはまた状況をご報告をさせていただくということで、ご容赦いただければと思います。

総合評価以外の取組として行っているものに関しては、入札参加の資格の付与に関しまして、次の機会になるのですが、令和3年、4年の参加資格の中で、長野県独自の新客観の部分で、こういった登録をしていただいている企業さんに関して加点をするということを考えております。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。

湯本委員。

○湯本委員

ただ今登録に向けての努力というのは伺いましたので、私のほうから2点ですが、今回加点対象にする場合については、技能労働者の皆さんが、例えば全員保有していなければ

いけないのか、あるいは1人でも可能なのかという点を、まず1点お願いしたいと思います。もう1点は、下請次數的なものはどんなふうに考えられているか、以上お願いします。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

まず、登録に関する要件といたしまして、実際にやっていただく上で、まずシステムを現場の効率化につなげるようにやっていくためには、当然これは事業者のメリットになるわけですが、いずれにしても、全てこの技能労働者さんも登録をしていただかないとこのシステムが運用できないというところがございますので、基本的には、このシステムに全て登録をしていただいて活用していくということが目的になろうかと思っております。

ただ、これは元請さんから下請さん、それから労働者さんに対して、登録をしてくださいということでご説明を申し上げたりするわけですが、同意もしていただく必要もございますので、当面こういった登録に関して、元請事業者のほうで、下請さんや労働者さんに対して登録をやっていたということを確認した中で、またその登録をしている最中ですといったことが確認できれば、評価をさせていただく、加点対象ということでお認めをするということと考えております。

○碓井会長

私から今の件で追加ですが、湯本委員のご質問の中には、どの程度の登録があればいいかという趣旨も含んでいたように思いますが、そうではないですか。例えば、登録者はたった1人でもいいんですかと、極論を言えばそういうことだと思いますが。

○湯本委員

今伺ったら、それでもいいような感じを受けましたが。

○碓井会長

本当にそれでいいんですか。

○事務局

結局強制ができない難しさもございますので、基本的には登録を促していただくということを元請さんでやっていただくことがまずスタートだと思います。そこをまずしっかりやっていただくということを各現場において説明していただくこととなりますけれども、発注者のほうで確認ができれば、取り組んでいただいた、活用したということの評価をしたいと考えております。

○碓井会長

そうすると、体制を整えたということで評価をするのであって、登録の実績がどうかはひとまず問わないということでもいいですか。

○事務局

そういうことになります。

○碓井会長

堀越委員、どうぞ。

○堀越委員

参考までにお話しさせていただきます。このシステムに既に取り組んでいる企業側の意見を聞いてきたのですが、非常に登録がやっかいだということですが、どうですか、藏谷委員。そんなようなことは言っていました。

まず会社として登録して、会社が抱える技能者の登録、技能労働者の登録をしていくそうですが、その技能労働者の登録事項がたくさんあってとても手間が掛かって、なかなかスッと行かないというようなご意見は聞きました。

この評価点の0.25点を加点する基準とといいますか、根拠を教えてくださいなのですが、加点することによって登録が進むようにという趣旨もあるかと思うんですが、先ほどもちょっと出ましたその効果がどのくらい出てくるのかということころは、どうなのかなと思っています。

それから、現場でカードリーダーを通すと1人1日3円というコストが掛かるそうですが、その辺はどうお考えになっていらっしゃるかも教えてください。

○碓井会長

では、事務局から。

○事務局

0.25点の加点に関してのご質問でございます。この0.25点の重みということでいいますと、これは建設マネジメントということで、労働環境を整える部分の評価項目の中に設定するわけですが、例えば、若手の技術者さんを積極的に雇用していただいた場合の加点、こういったものでも0.25点の加点をしております。

それから、技術者さんの評価ということでいいますと、企業の評価になるのですが、知事表彰をお取りいただいた企業さんに関しましても、0.25点の加点というようなかたちでやっております。ある程度この加点というのは、先ほどご説明いたしましたそれぞれの項目においても、企業さんが非常に努力をして勝ち取った中での評価をさせていただいておりますので、0.25点といってもかなり重みのある点数ではないかと考えております。

効果ということですが、今申し上げたようなことで、これだけの加点をすることによりまして、登録を推し進める効果は十分にあるのではないかと考えております。

それから、1日1現場当たり3円ということでございます。基金さんのページで私も見て勉強しましたが、大体20人の労働者さんが50日間働くと3,000円という事例がございました。大体20人の労働者さんというのは1現場でそれなりの規模になろうかと思いますが、それが大体2か月から3か月ぐらいの間現場が動いた中での負担ということになるか

と思いますので、そんなに過度なご負担になるものではないかと、そう考えております。

○碓井会長

藏谷委員、今の件で業者さんのご意見等何か聞いておられますか。

○藏谷委員

手続が煩わしいということですが、事業者の登録と、下請さん、協力会社の登録と二本立てでやるわけです。事業者の場合はほとんど総務系・労務系・庶務系がやりますので、こういう書類のマネジメントは慣れていて、そういう話は聞いたことはありません。

それから、協力会社でそういう話をする人は、私はごく一部だと思いますが、往々にして技能者、匠の技を持っている人は、文章を書くとか試験とかが大嫌いなんです。例えば、すごく腕のいい大工さんは字を書くのが大嫌いで、1週間部屋に入ったまま出てこない。そのくらいの人は大嫌いでしょう。そういう人の意見を聞いてしまうと、こうなるのだと思います。

本来の目的は、今盛んに進めていますが、1～4まで4段階あるんです。一番最初シルバーで、上がプラチナで、それに応じていろいろランク付けをしながら、最終的には給与で甲乙というか、技能の高い人は高給で、そうでない人はまだまだ頑張らなさいという刺激にしながら、技能者さんのレベルも上げていきたいと思いますといういろいろな目的があるので、この制度を上手に使うと、いろいろな意味で技能者さんのレベルアップにつながって、担い手不足、特に手に職を持った人が目減りしていますが、これからまた改めて入ってくる可能性を多分に含んでいるシステムだと思っています。

それからもう一つ、今、外国人労働者を年間三十何万人を5か年でということで安倍総理がおやりになっています。外国人労働者は、基本的に建設キャリアアップシステムに入っていないと私たちは現場で作業をするわけにはいきませんので、全員入るかたちになります。

○堀越委員

藏谷委員のおっしゃるように、これは非常にいい制度だと思っています。だから、こういったものを推し進めるために、いろいろな意見が出ているということは、やはり知っておく必要があるかと思っています。おっしゃるとおりだと思いますので。

○碓井会長

西村委員、どうぞ。

○西村委員

この制度を促進することは非常に重要だし、促進すべきだと思っています。その立場で、この総合評価落札方式における加点項目の新設という方法に関して、コメントを2つ言おうと思っています。

先ほどのご説明では、入札参加資格のほうも、令和3年ぐらいから開始するご予定だと聞きました。一応マーケットの制度設計の観点からいいますと、この総合落札評価の加点

というのは、入札機能のパフォーマンスを侵害する部分になります。一方この参加資格に関しては侵害が少ないと言われておりますので、本格的にこれを大きく促進する場合には、この参加資格のほうで大きな加点を付けるなどしていただくと、この入札パフォーマンスの健全性をある程度維持していけるかと思いました。

関連して2点目ですが、こうやって時代が変わるごとに、あるいは情勢が変わるごとに望ましいことが起きますので、それを促進するという加点項目がどんどん増えていくんだろうと思います。そうしてどんどん増えていくと、入札機能が手薄になっていくわけですので、先ほど何人かの委員さんもおっしゃっていましたが、その効果がどの程度あるか、既にある項目に関してもその効果を見極めて、どこかの時点で、新設があるのであれば削る項目がないのかという見直しを、ある一定の項目の数が蓄積された段階でぜひお願いしたいと思います。

#### ○碓井会長

事務局から、今のことについてご発言はありますか。

よろしいですか。ほかにいかがですか。

奥原委員、どうぞ。

#### ○奥原委員

このシステムを入れることによって、技能労働者さんの処遇の改善ですとか、現場の事務処理の軽減化が進むと思うんですけども、代理人さんが遅くまで現場に詰めていらしたり、下職さんが増えるごとに書類が増えるといった事務的なご苦労はあると思います。そういったところも、このシステムを入れることによって大幅に改善できればいいと思います。

その点も、例えば大手ですと何となくどう対応していかはお分かりになると思うんですけども、小規模な企業さんだと、それがどう改善につながるかということが見えにくいところがあると思いますので、そんなところを具体的にご指示といいますか、周知いただきまして、小さな企業さんにも広く伝わるように進めていただければありがたいと思います。

#### ○碓井会長

ほかに何かご発言がありましたら。

よろしゅうございますか。それでは、ただ今の審議事項で取り上げております、建設工事のキャリアアップシステムを活用するという加点項目の新設について、よろしいということ取り扱わせていただきたいと思います。

事務局どうぞ。

#### ○事務局

ただ今のキャリアアップですが、皆さんご案内のとおりだと思いますが、第2回の審議会でも、技能労働者の処遇改善に向けた取組の中での1つの施策となっております。

そんなことも含めまして、先ほどの皆様のご説明のとおり、今、建設業は非常に将来に

向けて人手が不足する、現在はともかく将来に向けての人材の確保が非常に大事でございます。そのためには、週休2日、機械を使ったICTでの施工、さらにはキャリアパスを明示して労働者の方がカードの色によって気持ちを上げられる、そういったシステムを入れていくことが非常に必要なことかと思っております。また運用にあたっては、ただ今の発言のところを注意しながら、しっかり進めたいと思います。

国の動向ですが、国としても当然の話ながら、最終的には「給与・休暇・希望」という話の中で、このシステムを全面的にバックアップしてやっていくところでございます。県レベルでは山梨県が1県導入し、これで長野県は2番目になるかと思っておりますけれども、またその辺の動向を見ながら、しっかりと確認してこちらの施策を確実に進めるようにやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

## (2) 報告事項

### ア 建設工事等における低入札価格調査の実施状況及び入札手続の見直し

○碓井会長

それでは報告事項に入らせていただきます。ア「建設工事等における低入札価格調査の実施状況及び入札手続の見直し」について、まず事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

着座にて説明させていただきます。

資料3、3ページをご覧ください。「建設工事等における低入札価格調査の実施状況及び入札手続の見直し」についてでございます。

低入札価格調査の取組内容についてですが、建設工事では平成30年4月以降の公告案件から、委託業務につきましては平成31年4月以降の公告案件から、ダンピング対策として低入札価格調査を実施しております。

調査対象、調査書類の提出については、1の「取組内容」に記載のとおりです。建設工事については令和元年度8月以降の公告案件から、今ここに記載してあるものよりも2%引き上げておりますが、今回集計した案件が令和元年8月以前の公告案件が多いので、引き上げ前の数値をお示ししております。ご了承願います。

現行の制度では、低入札価格調査に該当し、品質確保対策として、求める要件の施工体制が取れないなど理由がある場合は辞退を認めておりますが、年3回以上辞退した場合は、入札参加制限となります。なお、委託業務については、本制度の実施が今年度が初年度となりますので、令和元年度については辞退回数の制限は免除して運用しております。

続きまして2の低入札価格調査の動向についてです。建設工事では、平成30年度の公告案件数1,658件のうち、低入札価格調査に該当した件数が101件、発生率としましては

6.1%、このうち辞退件数が10件、率にしまして9.9%、辞退者の延べ者数が10者となっております。

これに對しまして令和元年度ですが、11月末時点で、公告案件数1,236件のうち、低入札価格調査に該当した件数が61件、発生率は4.9%、このうち辞退件数が9件、率にしまして14.8%、辞退者の延べ者数が9者という状況になっております。

続きまして下の委託業務をお願いします。令和元年度、11月末時点になりますが、公告案件数1,179件、このうち低入札価格調査に該当した件数が47件、発生率としましては4%、このうち辞退件数が38件、率にしまして80.9%、辞退者の延べ者数が49者という状況になっております。辞退者が多く発生しておりまして、受発注者双方の事務負担等の問題が発生しており、見直しが必要となっている状況です。

続きまして4ページをお願いします。3の「見直し内容」をご覧ください。低入札価格調査の辞退が多く、受発注者双方の事務負担が増えるとともに、入札手続が長期化しているため、入札書の提出に合わせ、低入札価格調査事前辞退届を提出し辞退の意向をあらかじめ明らかにすることにより、事務負担の軽減と入札手続の長期化を防止するというものになります。

具体的には、入札手続の流れ、真ん中にお示ししているものになりますが、こちらの中央に記載しているフローが入札手続の流れになります。

まず左側の現行です。開札の結果、落札候補者が低入札価格調査に該当した場合は、落札候補者決定通知と低入札価格調査実施通知を発送しております。落札候補者が低入札価格調査を辞退した場合ですが、落札候補者の取り消しを行い、次順位者への通知を行います。これにあわせまして、技術管理室への報告をするというかたちになっております。①から③の手続を適格者が決まるまで、繰り返し行っております。この事務量と日数が、受発注者双方の負担となっております。

右側が見直し後になります。入札書の提出に合わせ低入札価格調査事前辞退届を提出した場合ですが、開札の結果、低入札価格調査に該当した場合、その時点で無効（失格）として扱い、次順位者に移行できるようにし、受発注者双方の負担軽減などを図るものになっております。なお、事前辞退については、回数制限や入札参加制限の措置などを設けないこととします。

また、入札書の提出に合わせて、低入札価格調査事前辞退届を提出せずに、開札の結果、低入札価格調査に該当し、落札候補者決定通知及び低入札価格調査実施通知を受領した後で辞退した場合は、現行と同様に年3回以上の辞退で入札参加制限を行います。

実施時期としましては、4月の公告案件から適用したいと考えております。

説明は以上です。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。

皆様からご質問などをいただく前に、分からなくて、事前に事務局にお尋ねしたことがございます。それはどういうことかといいますと、本日の会議次第の中でも、先ほどの総合評価の加点項目のところでは審議項目になっています。ところが、ここに出てきた入札手続の見直しについては報告事項になっていて、一体どういう線引きになっているんですし

ようかということを経務局に事前にお尋ねしました。

ところが、なかなかこれが難しいようであります、頂いたメモによりますと、審議事項と報告事項の区別基準というものがあるそうで、原則は契約に関する重要事項に該当すると審議事項になるのだそうでありますが、しかしながらその中でも、報告事項として取り扱うものがあるということで、その中では執行機関の判断で報告事項とするものというものがあって、その中に、過去の審議済の事項に係るもののうち試行又は実施状況を踏まえてさらに軽微な変更が必要な事項というものがあるので、おそらく事務局の本日の振り分けというのは、この軽微な変更だというご理解かと思いますが、そう言われても結構重要じゃないかという見解も、当然意見が分かれるところだと思います。

これは、事務局ではそれなりに振り分けているつもりかもしれませんが、会議次第を決めるときには、本当に意見を聞くつもりでやっているのか、報告するだけで済ませるつもりでやっているのかということは、私たちの対応の仕方にも違いがありますので、今後慎重に取り扱われるように要望させていただきたいと思います。

それでは、今日は一応形式上は報告事項として取り扱わせていただきますが、ただ今のご報告につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

野本委員、どうぞ。

○野本委員

辞退された業者の辞退の理由ですが、可能な範囲でお調べにはなっていますでしょうか。それと委託業務はかなり辞退率が高いのですが、こちらのほうも高い理由が分かりましたら教えてください。

○碓井会長

どうぞ、事務局お願いします。

○事務局

辞退の理由についてですが、まず、この低入札価格調査に該当した場合、建設工事では、3,500万円未満の場合は主任技術者の専任配置を求めています。3,500万円以上の場合は、主任技術者と同等の資格者を専任で別途配置するように求めています。また委託業務の場合ですが、管理（主任（主任担当））技術者を専任配置し、さらに、第三者照査を実施することとしております。

辞退する理由として一番多いのが、この技術者の専任配置ができないといった理由ですとか、委託の場合ですと、第三者照査を付けることができないといった理由が多くなっております。委託業務で辞退が多い理由ですが、今、申し上げましたとおり第三者照査を付けることができないといった理由だと思われます。

○碓井会長

野本委員。

○野本委員

そうしますと、当初の入札のときから条件を満たしていなくて入札をしているという可能性はないんですか。

○事務局

低入札価格調査に該当してその調査の書類を出す際に、入札参加資格を満たしているかどうか、書類を提出していただき確認しています。それを満たした上でさらに低入札価格に該当したことで、追加で求める専任配置ですとか、第三者照査というものが付けられないということで辞退をされるケースになりますので、基本的な要件は満たしていることになります。

○野本委員

その第三者照査は、付けなくても入札はできるという理解で、調査のときにそれを付けなければいけないということですか。

○事務局

低入札価格調査に該当しない場合は、それをお付けいただく必要はありません。

○野本委員

分かりました。

○碓井会長

ほかに。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

今説明いただいた資料というのが、11月末ということであります。後ほどエの資料6でも説明があるかと思いますが、台風19号の復旧関係ですとか、国土強靱化計画の事業というのが補正予算でも相当組まれているのは承知していますけれども、今後の事業は相当増加が見込まれると思うのですが、大体ざっくりとどのぐらい増えるのかというのを、まず伺いたいと思います。

なぜかという、今回の見直しの理由というのが、低入札価格調査の辞退が多いということと、今後事業が増えるということの関連性はどう考えているのかと思いましたが、お願いしたいと思います。

あと委託業務の関係についてですが、主な業務はおそらくコンサルというか、設計だと思えるのですが、どのような業務がメインなのか。最終的に不落になるということもあるのかという点も、お願いしたいと思います。

最後ですが、入札手続の流れとして、事前辞退届を提出することで、これまでは取消通知発送等がなくなるということでありますけれども、そのお知らせはどのようにするのかという点、以上をお願いしたいと思います。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

まず、台風19号関連や補正予算の関係で、具体的な増加する件数につきましては、現時点ではつかめておりません。ただ、低入札の状況が今後どうなるかというところにつきましては、今年度防災安全国土強靱化のための3か年緊急対策により、工事発注件数が増えているという状況ですが、先ほどの資料の中でもご説明いたしましたが、低入札での応札というのは減っておりますので、事業費の増により低入札が増えるということはないと考えております。

次に2つ目の委託業務について、最終的に不調となった案件があるのかないのかということですが、不調となった案件は、委託業務については5件あります。

事前辞退届について、これまで取消通知を発送していましたが、今後のお知らせについてはどうするのかというところですが、応札者は、電子入札の入札情報の入札結果のところで無効（失格）という記載が入りますので、そこでお知らせすることとなります。その結果を見ていただければ、低入札のため無効（失格）となったということが分かってもらえるかと思っております。

○碓井会長

よろしゅうございますか。

○湯本委員

委託の関係で、主な業務はコンサルでよろしいですか。

○事務局

主な業務としますと、建設コンサルで3件、建築コンサルで2件という状況になっております。

○碓井会長

ほかにいかがでございましょうか。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

入札辞退の事前辞退制度をやると、将来ちょっと不安があるから辞退しちゃおうかという人が多く出てくる、それで入札参加者が少なくなる可能性がないとも言えないのですが、その辺はいかがですか。

○碓井会長

事務局、いかがですか。

○事務局

低入札価格調査に該当した場合は辞退するという扱いになりますので、応札自体が減るということはないかと考えています。

○碓井会長

ほかにかがでございましょうか。  
西村委員、どうぞ。

○西村委員

教えていただきたいのですが、この辞退率が高い場合のほうが、割合として妙に低い入れ方というか、価格の下がり方が大きいみたいなそういう連動性はあるんでしょうか。辞退してしまえばいいやということで、結構むやみに低い入札をする傾向とか、そういうことはないんでしょうか。

○事務局

低い価格でわざと入れるというよりは、意図せずに低い価格帯になっていて、低入に該当してしまうというケースのほうが多いかと思われまます。そこで、先ほどの低入札価格調査に該当すると、技術者の専任配置ですとか、委託の場合ですと第三者照査を付けるというような品質確保対策を発注者から求めますので、それらが配置できなくて辞退をするというケースが多いです。

○西村委員

建設工事のほうは辞退してしまう人もいるんだけども率が低く、業務委託のほうは率が高いので、業務委託のほうが不用意な低入札が多いのかなと思ったのですが、どうなんでしょうか。

○碓井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

建設工事と委託業務の中で低入の発生、あるいは辞退の数が随分違うというご質問かと思えます。まず建設工事の場合は、数千万円単位の工事ですので、技術者がもう1人専任ということになっても、その受注金額の中でその人件費が出せるのではないかと。対して委託は、100万円とか200万円という少額なものをやる中でその業務に専任してもらうという価値というか、利益の中からその人の人件費を出せるかというところで、ちょっと委託のほうはその部分が重く負担に感じるということがあるというのが、辞退率の大きな違いかと思えます。

もう一つは、委託の場合は積算が非常に精密に、こちらの積算にかなり近いところで同額価格帯に集中して札が入ってきますので、ちょっとしたことで低入札価格になってしまうと、数社まとめて低入札価格該当になってしまうということも、辞退者数の方が多い

なるという要因かと思われます。

○碓井会長

ほかに何か。

それでは、これは報告事項でありますので、承ったということにさせていただきたいと思えます。

#### イ 建設工事等における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の実施状況

#### ウ 舗装工事における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の見直し

○碓井会長

続きまして、イ「建設工事等における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の実施状況」及びウ「舗装工事における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の見直し」について、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

続きまして、5ページの資料4をお願いいたします。「建設工事等における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の実施状況」でございます。

総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）は、委託業務及び舗装工事の入札において同額入札が多数となり、くじ引きによる落札者の決定が常態化していたため、委託業務については平成29年6月より、舗装工事は平成30年1月より施行開始しております。

令和元年11月までの改札状況がまとまりましたので報告させていただきます。まず、委託業務の簡易Ⅱ型の状況報告いたします。委託業務簡易Ⅱ型の評価項目と配点については、2-1の表に示すとおりです。

続きまして2-2の表が、平成30年度と令和元年度11月末までの実施状況です。くじ引き発生率は、平成30年度では受注希望型の69%に対し、簡易Ⅱ型は38.4%、令和元年度では受注希望の70.9%に対し、簡易Ⅱ型は53.8%と、今年度はやや上昇しております。

また、くじ引き案件のくじ対象者数は、平成30年度では受注希望型の10.5者に対し、簡易Ⅱ型は4.5者、令和元年度では受注希望型の10.1者に対し、簡易Ⅱ型は5.2者となっております。

くじ引き発生率が上昇しておりますが、この要因については2つのことが考えられます。1つ目として、平成30年度2月補正が近年にない規模で計上され、平成31年3月から7月にかけての公告案件数が大幅に増えております。同時期に集中して多数の案件が公告されたことで、資料2-1の表の2番目の項目であります。監理技術者等の手持ち業務量の減点が反映されにくくなったかと考えられます。2つ目として、簡易Ⅱ型で実施されている委託業務の業種は、測量、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査の4業種であり、業種ごとにくじ引き発生率には差異があるのですが、その中でも測量業務のくじ引き発生率が最も高い状況です。簡易Ⅱ型で実施した業務のうち、測量業務の占める割合が令和元年度は前年度に対して約10ポイント多くなったことも、くじ引き発生率上昇の

要因となっております。

こうした要因から、今年度のくじ引き発生率は上昇しておりますが、受注希望型競争入札に対するくじ引き発生率を見ますと、一定の効果はあると考えております。

また、くじ引き対象者数については、受注希望型競争入札に対し前年度と同じく約半数となっていることから、これも一定の効果を得ていると捉えており、引き続きこの内容で本試行を継続していきたいと考えております。

次に、6ページの舗装工事の簡易Ⅱ型の状況についてです。こちらにつきましては、初めにお詫びと訂正をお願いいたします。事前にお送りした資料では、3-1の表の下から3番目、価格以外の評価点のところですが、その横に括弧書きで「計算式は委託業務と同じ」という表記をしておりましたが、誤記でしたので、今回の資料からは削除させていただいております。

舗装工事の簡易Ⅱ型の評価項目と配点については、3-1の表に示すとおりです。

続きまして3-2の表が平成30年度と令和元年度11月末までの実施状況です。くじ引き発生率は、平成30年度では受注希望型の48.3%に対し、簡易Ⅱ型は49.1%となっておりますが、令和元年11月末時点では、受注希望型の41.2%に対し、簡易Ⅱ型は38.1%となっております。またくじ引き案件のくじ対象者数は、平成30年度では受注希望型の6.8者に対し、簡易Ⅱ型は7.5者、令和元年11月末時点では受注希望型の6.4者に対し、簡易Ⅱ型は4.3者となっております。

平成30年度は受注希望型に比べ、簡易Ⅱ型のくじ引き発生率が0.8ポイント上回っておりますが、これは年度末に発注するゼロ県債の案件が簡易Ⅱ型が多く、この時期の応札者数が多いこともあり、くじ引き発生率及び対象者数が増加する傾向となっております。

今年度につきましては、くじ引き発生率、くじ引き対象者数ともに昨年度に比べ減っておりますが、防災・安全・国土強靱化のための緊急対策により工事の発注件数が増えていることが原因となり、くじ引き発生率対象者数とも減少しているものと考えております。

次に、3-3の地域ごとの状況についてですが、こちらにつきましては各建設事務所の状況を整理した表となっております。平成30年度に比べ、令和元年度はくじ引き発生率の減少傾向が見られております。

長野建設事務所の欄をご覧ください。平成30年度のくじ引き発生率は100%となっておりますが、今年度改善しているように見えるのですが、先ほど説明したとおり、応札者数が減少していることに起因しているものと考えております。くじ引き発生率につきましては応札者数に影響されるところもありますが、選択する評価項目が他地域と異なる伊那・飯田建設事務所のくじ引き発生率が低いことなどから、評価項目の工夫をすることで一定の効果があると思われま。

実施状況の説明は以上です。

#### ○事務局

続きまして資料5、7ページをご覧ください。資料5「舗装工事における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の見直し」でございます。

1の「経緯」からご説明をさせていただきます。受注希望型競争入札におきます舗装工事のくじ引きの常態化解消ということで、こちらの方式につきましては、平成30年の1月

から従来の総合評価よりも評価項目を減らしたかたちで試行を開始しております。

先ほどの実施状況でご説明させていただきましたけれども、一定の効果は確認はできておりますけれども、地域によりまして、くじ引きの発生状況にはまだ差がございます。また評価項目を発注者側で選択をするということとしておりますけれども、試行の実施状況から、効果が小さい評価項目ですとか、選択した実績が少ない評価項目等がございました。こうした状況を踏まえまして、さらなる改善を図って試行を進めていきたいと考えております。

2の「見直し内容」でございます。まず、現在の運用につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。左下の現行の表をご覧くださいと思います。評価項目の設定でございますけれども、①の工事成績、こちらは2点を必須項目として設定することになります。それから下の②から⑤の4つの項目につきまして、それぞれ2つの項目がございますので全部で8項目になるわけですが、この8項目の中から2つの項目を選択をするということになっております。価格以外の評価点の合計が6点満点で、価格点が94点で、総合評価点が100点というかたちになります。

②から⑤の選択項目でございますが、例えば②の施工体制の直営施工、これを選んだ場合には、もう一つの選択は、②以外の③～⑤の評価項目から選択をするというルールになっております。②も一つございますけれども、舗装機械の自社保有、これを同時に選ぶことができないといったルールでございます。

今回の見直しの内容でございますが、1点目、(1)でございますけれども、選択項目のうち効果が確認された評価項目、それから選択した実績が少ない評価項目により、再構成をさせていただきたいと考えております。現行の選択項目でございますが、②から⑤の4つの評価項目がございますけれども、④の社会貢献、こちらの項目を外しまして、右側の見直し後でございますけれども、選択項目に関しましては、②から④の3項目で、全部で6つの評価項目という構成になります。

社会貢献を外すということに関しましては、除雪契約、それから小規模補修当番登録という項目ですが、評価項目単体で効果を直接確認をしていくということができないわけですが、この社会貢献を採用した案件でのくじ引きの発生率が比較的高うございまして、特に地域別で、先ほどご案内したんですが、発生率が高い東北信でこの評価項目が多く採用されておりまして、発生率が高い傾向がございます。今回の見直しの対象として、評価項目から外すということにいたしました。

2つ目でございますが、手持ち工事量による減点加点を採用したいと考えております。公告日時点で長野県が発注しました舗装工事の契約案件が1件でもあれば、一律0.1点、これは1件でなくても2件でも同様でございます。0.1点を減点加点ということできたいと考えております。この見直しによりまして、くじ引き対象者数につきましても低減が見込めるのかというふうと考えております。また、その他の評価項目で同等の評価を得てくじで負けているというような業者さんに対しても、受注機会の確保ですとか、それによって品質の向上にもつながるのではないかと考えております。

価格以外の評価点は現行どおり6点満点の採点として、変更はございません。3の「実施時期」でございますが、4月の公告案件からの適用を予定しております。

説明は以上でございます。

○碓井会長

ありがとうございました。ただ今の資料4、資料5のご報告につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

舗装工事の見直しはあったんですが、この簡易Ⅱ型の試行でも、委託業務についても、減ってはいますけれども、あることはあるんですね。委託業務については、何もお考えはないのでしょうか。

○碓井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

委託業務のくじ引き発生率は、昨年比べて上がってはいるんですけれども、先ほど申したとおり、発注時期が短時間に集中したことで、手持ち業務量の減点で差を付けることができなかったということがあり、くじ引き発生率が上がっています。

それにしましても、受注希望型の7割に対して5割ぐらいということ、また年間通じての件数になりますと、例年3月末まで行くとくじ引き発生率は下がる傾向にはあります。また、くじ引き対象者数については、昨年度と同じほぼ半数にまでは減らせておりますので、一定の効果はあるとこちらでは考えておりますので、このまま試行させていただきたいと思っております。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。

藏谷委員、どうぞ。

○藏谷委員

手持ち工事量のマイナス0.1に関してですが、大きな意味での一抜け方式の1つかと思います。これは長野県発注の総工事の工事金額の多い少ないにかかわらず、1件を持っておれば手持ち工事として減点しますよという理解でしょうか。

○碓井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

ご質問のとおりでございます。

○藏谷委員

発注計画が、特に昨今は災害復旧を含めて公表されるじゃないですか。そうすると、この辺にこの辺が出るな、これは小さいな、こっちへ行ったほうがいいなということで、不調・不落になりませんか。

○碓井会長  
事務局、どうぞ。

○事務局  
今のところそこまでは想定していないんですけども、またこの加点で1年間やらせていただきまして、必要な見直しが出てきたら対応させていただきたいと思います。

○藏谷委員  
そういう事象が出ましたら、私を思い出してください。

○碓井会長  
手持ち工事量のカウントの仕方ということですね。  
ほかにいかがでございましょうか。西村委員、どうぞ。

○西村委員  
たぶん私の理解があやふやなんだと思うんですけども、以前失格基準価格の見直しがあって、入札を入れなければいけない入札価格帯の幅がぐっと狭くなった記憶があるのですが、その制度変更後にくじ引き率が高くなるとか、そういうことはないんでしょうか。

○碓井会長  
事務局、どうぞ。

○事務局  
各案件の入札状況を見ましたが、それに起因して増えたというような案件は見い出せていないです。

総合評価落札方式の失格基準の価格帯が狭まったのは、建設工事では平成30年4月1日から、委託業務は今年度4月1日からということになります。

○碓井会長  
ほかにいかがでしょうか。  
それでは、資料4、5のご報告をいただきましたけれども、これらについて報告として伺ったということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、だいが議事が進んでおりますが、ここで10分弱休ませていただいて、20分から再開したいと思います。よろしく願いいたします。

< 休 憩 >

## エ 台風第 19 号災害の復旧を円滑に行うための施工確保の取組

### ○確井会長

再開させていただきたいと思います。

次に、報告事項のエ「台風第 19 号災害の復旧を円滑に行うための施工確保の取組」につきまして、事務局からご報告お願いいたします。

### ○事務局

よろしく申し上げます。

8 ページの資料 6 をご覧ください。昨年 10 月に発生しました台風 19 号災害の被害は、長野県としましては 24 年前の平成 7 年 7 月梅雨前線豪雨災害以来という大規模なものとなっています。災害発生以降、応急を含め多数の復旧工事を実施しているところですが、平時の発注要件、運用基準等による発注では、契約の相手方、また担当する現場の技術者等の数に限りがあり、入札不調の増加が懸念されることですので、この災害からの復旧を迅速かつ円滑に行うため、さまざまな施工確保対策を実施しているところです。

今回現時点での主な取組について報告させていただきます。資料の 2 の「主な取組内容」の囲んでいる部分に列記しておりますが、順次説明させていただきます。まず、(1)「発注標準の特例の設定」です。発注ロットの大型化、つまり、近接する工事現場をひとまとめにして 1 件として発注することで、箇所間の工程や資材調達などの調整を容易にするとともに、契約件数を少なくすることで、必要となる技術者数を少なくすることができます。

一方、発注ロットが大型化することに伴い、平時の発注標準では入札に参加できる方が限定されてしまうということが予想されますので、発注標準の特例を設けました。

次のページ別紙 1 をご覧ください。災害復旧の業種はほぼ土木一式工事となりますので、この業種のみ特例の発注標準を設定しております。上の表が通常、下の表が特例となりまして、色が入っているところがその価格帯で、資格総合点数の格付の方が入札できる案件というところになります。

例えば上の表、通常が一番上、8,000 万円以上の工事では、通常は A 級の会社のみ入札に参加できますけれども、下の表、特例が一番上、A 級のみが参加できる工事の価格帯を 1 億 6,000 万円とし、8,000 万円から 1 億 6,000 万円までの工事の価格帯には B 級の企業も参加できることとしております。その他の価格帯においても、入札参加者がより多くなるよう、入札できる価格帯を広げているというものでございます。

戻りまして資料の (2) が「復旧・復興のための共同企業体（復興 JV）の導入」です。不足する技術者・技能者を広域的に確保するため、復興 JV に係る取り扱いを新たに策定しました。

この復興 JV 制度は、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨災害、それから昨年度の北海道胆振東部地震など、近年の大規模の災害復旧にあたり各地で運用されております。

別紙 2 をご覧ください。復興 JV の構成は、被災地域の建設企業と被災地域外の建設企業による 2 社から 4 社の構成として、被災地域における雇用の確保を図りつつ、地域外の建設企業の技術者を活用するなど、広域的な観点から災害復旧に必要な体制を確保していく

というものでございます。

またお戻りいただきまして、(3)「災害復旧を最優先で進めるための通常事業の契約の取り扱い」です。建設工事ではフレックス工期契約制度を原則適用するというほか、委託業務においても今般新しくフレックス工期契約制度というものを策定いたしました。

また実施中の通常事業の工事業務については、災害対応を最優先で実施するため、その業務工事の一時中止措置や、それによって必要となる工期延長など柔軟に適用するようにしております。

続いて(4)「監理技術者等の途中交代や雇用関係に関する運用の緩和」です。公共工事の工事現場に配置する監理技術者、あるいは主任技術者の途中交代、また雇用関係に関する取扱いは、建設業法に基づき定められておりますけれども、今回この災害を受けまして、国により特例措置が発出されました。これに基づき途中交代を容認する、あるいは、恒常的な要件、通常3か月というものを3か月未満でもよしとするように運用を緩和しております。

また、最後に(5)の「現場代理人の兼務の取り扱いに関する運用の緩和」です。こちらは県が独自に契約書及び仕様書によって定めているものですが、こちらについても、兼務可能な工事現場数の拡大ですとか、兼務できる請負金額の上限を撤廃する、また、兼務する各工事現場に配置する連絡員というものの雇用要件等を緩和するという措置を行っております。

以上の取組を行っているところですが、今後も入札動向を注視するとともに、発注機関、業界の意見等を伺いつつ、必要な措置を講じ、円滑な施工確保していきたいと考えております。

説明は以上になります。

#### ○確井会長

ありがとうございました。ただ今のご報告について、ご質問やご意見がありましたら。吉野委員、どうぞ。

#### ○吉野委員

台風19号の被害につきましては、時々ニュースで承知をしております。10月から3か月、臨機応変にやっておられる様子で敬意を表したいと思います。

ご質問したいのは、これでうまくいっているんですか、これ以上に問題点はないでしょうかと、その2点でございます。

#### ○確井会長

事務局、お願いします。

#### ○事務局

現時点で、今まさに災害査定が最終盤を迎えておりまして、これから本格的な発注が始まるというところでございます。今、各発注機関のほうで、今後発注される工事の規模・数量等を発注予定として公表を始めているところで、業界でも受注計画、あるいは復興JV

をどう組むかということを検討されているところだと思います。

うまくいくかいかないかというところは、まだこれからなんですが、その状況は注視して、打てる手は打っていきたいと考えております。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。

堀越委員、どうぞ。

○堀越委員

2点あります。まず1点目、教えていただきたいんですが、JVのことで、この被災地域の建設企業と被災地域外の建設企業、この被災地域というのはどこの範囲を示しているのでしょうか、これが1点目です。

2点目としまして、フレックス工期契約制度のことについて教えていただきたいのですが、着手日を選択できるということについて、それに伴う工期の終了がどうなっていくのか。つまりメリットもあればデメリットもあるのかと、デメリットになるか分かりませんが、その辺、フレックス工期契約制度は具体的にどういったものか教えていただきたいのですが、以上2点です。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

まず、被災地域の復興JVの要件である被災地域がどの範囲かということですが、災害救助法が適用された市町村になります。

○堀越委員

市町村単位ですか。

○事務局

そうです。市町村単位になります。

それから、2点目のフレックス工期契約制度ですが、県が行っているフレックス工期契約制度は、工事開始期限というものを定めまして、工事の終了時期はあらかじめ発注者のほうで設定しております。その発注者の設定する工事期限は設定した上で、着手する日が、今ですと最大90日間の中で選べるという制度になっております。

○碓井会長

私から、今の堀越委員の最初の質問に関係してですが、被災地域の定義は分かったのですが、被災地域外というときに、例えば今まで建設事務所の中で考えていたのを、そこよりも広めるとか、そういう趣旨を含んでいるのでしょうか。

○事務局

ご質問のとおりです。被災地域内で必ず1社構成員となっていて、それ以外はほかの地域、あるいは他県も構成員としてあり得るというものでございます。

○碓井会長

場合によっては他県もいいということですね。そこにメリットが出てくるということですね。

ほかにいかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。これはいろいろな事態がこれから発生するかもしれません。迅速な対応を、ぜひお願いいたします。どうもありがとうございました。これもご報告を伺ったということにさせていただきます。

### オ 庁舎等の清掃、警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

○碓井会長

次は報告事項のオ「庁舎等の清掃、警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定」につきまして、事務局からご報告をお願いします。

○事務局

座って説明させていただきます。

11 ページの資料7について説明させていただきます。庁舎等の清掃業務、警備業務等の最低制限価格制度等で使用しております最低制限日額の導入につきましては、平成27年第3回の契約審議会においてご審議をいただき、平成28年度から清掃業務、警備業務等の入札において、最低制限価格制度や低入札価格調査制度を導入してきているところでございます。

1の「目的・概要」でございます。ダンピング受注を防止するため実施している最低制限価格制度や低入札価格調査制度において、その算定の基礎となる最低制限日額を、国土交通省の建築保全業務労務単価が昨年の12月に改定されたことに伴い改定するものです。

続きまして算定方法です。(1) 予定価格の算定方法です。予定価格の算定にあたりましては、国土交通省の建築保全業務積算基準及び最新の労務単価により適切な算定を行っております。

(2) 労務価格等の改定です。昨年の10月に長野県の最低賃金が改定されまして、12月には国土交通省の建築保全業務労務単価の改定が行われまして、令和2年度の単価が公表されたところでございます。

(3) 最低制限価格、低入札調査基準価格の算定方法です。長野県の最低賃金額をベースとしまして、技術者区分ごとに最低制限日額を設定いたしまして、予定価格算定の際の労務単価に置き換えて、最低制限価格等を算定しているものです。技術者の区分ごとの最低制限日額につきましては、長野県最低賃金額に、8時間及び労務単価が最も低い清掃員Cの労務単価を基準とした労務単価比率をもとに定めているところでございます。

算定いたしました最低制限日額と、昨年5月に実施しました賃金実態調査で確認されました実態賃金と比較したところ、まだ隔たりがありますので、労務単価を基準とする最低制限日額で算定することといたしました。

この最低制限日額に置き換えて算定いたしました最低制限価格等は、予定価格の10分の6を下回る場合は10分の6としてまして、10分の8を超えた場合は10分の8といたしまして、最低制限価格及び低入札調査基準価格の範囲は、予定価格の10分の6から10分の8の範囲で設定しているところでございます。

3の実施時期につきましては、令和2年4月1日から実施いたします。清掃、設備管理、警備業務に適用いたします。

12 ページをご覧ください。1の「長野県の最低賃金の推移」でございます。昨年同様、前年比3.3%増となっております。

2は先ほどお話しさせていただきましたけれども、国土交通省の建築保全業務労務単価の推移を表にしております。一番上段の欄が昨年12月に改定された建築保全業務労務単価になります。2段目の欄は、清掃員Cの単価を基準といたしました労務単価比率となっております。

これらをもとに算出した最低制限日額が表3になります。具体的には、例えば令和2年度の最低制限日額について見ますと、基準となります網掛けの清掃員Cのところをご覧ください。長野県の最低賃金は昨年10月4日以降848円となっております、それに8時間を掛けて労務単価比率1を掛けますと、6,790円になります。この単価を基礎といたしまして、例えば清掃員Aですと、1.38を掛けて9,370円になります。

このように算出いたしました最低制限日額を、予定価格を算出する際に用いる労務単価と入れ替えまして、最低制限価格もしくは低入札調査基準価格を算定するものでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。このように算定いたしました最低制限日額の時間換算額と、長野県の最低賃金、また5月に県で行っております賃金実態調査で確認されました実態賃金及び清掃業務の落札率を表にいたしまして、平成29年度からの経緯を表したものでございます。

さらに、グラフにいたしましたものが下のものになりまして、グラフの一番下が最低賃金、真ん中が実態賃金、一番上が最低制限日額となっております。どれも全技術者の平均を採用しております。グラフを見ていただきますと、最低賃金、最低制限日額の上昇とともに、実態賃金のほうも着実に上昇している結果となっております。

説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただ今のご報告について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

基準となっております最低賃金の件ですが、3.3%引き上がっているとはいえ、実際は東京

都と 200 円ぐらい実は格差があって、非常に地方と都会で格差が広がっているわけです。

非常に人材不足と言われている中で、先ほど説明があった労務単価比率にさらに補正を掛ける必要があるのではないかと、そうでないと人が集まらないのではないかと懸念をするのですが、その点についていかがでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

昨年 10 月に全国の最低賃金が発表されまして、東京都と神奈川県が 1,000 円を超えております。また、東京オリンピック開催の影響でしょうか、近年清掃員や警備員の人手が首都圏に集中しているということもお聞きしているところでございます。東京都と長野県の最低賃金につきましては、当然差額はありますけれども、格差が拡大しているというような状況ではないと認識しております。

労務単価につきましては、国が政策によりまして各地域で設定しておりますので、県としましては、その単価を基本に考えているところです。地域格差など、今後の動向を注視していきたいと考えております。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。

なければ私から質問させていただきたいのですが、お手元のルールブックのファイルの最初に地方自治体の入札契約制度というのがあると思います。その 3 ページを開けていただくと、その下に地方自治法施行令というのがあります。そこを読み上げるのでお聞きいただきたいのですが、途中から「一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは……」とあります。

たしか私の記憶では、冒頭の「工事又は製造」というのは、もともとあったのですが、途中から「その他についての」という部分が加わったんだと思います。要するに、「工事又は製造」というのは、自動的に下のほうに当てはまることが多いただろうという制度であったと思うのですが、今日このご報告いただいているものは、一体当てはまり得るのだろうかというのが私の疑問です。

つまり、これからいけば公正な取引の秩序を乱すことになるうんぬんということになりそうな気がするんですが、その私の理解は間違っていますか。これは最低制限価格ですね。

○事務局

そうです、最低制限価格制度ですから。

○碓井会長

それはご検討されましたか。つまり、この最低制限価格を付けるという要件に当てはまるかどうかですが。これは初めてですよ。

○事務局

いいえ、昨年も報告させていただきました。

○碓井会長

そうですね。では私がうっかりしていました。それは大丈夫ですか。柳澤委員どうですか、法令の解釈として。これはご記憶かもしれませんが、昔1円入札事件というのがあったんですね。あれはひどいじゃないか、公正な取引を害すると、それと今のこれと同列かなと直感的に思ったんですが、どうですか。

○事務局

今、会長がお読みになられたのは、地方自治法施行令の167条の10の第1項で、第1項は低入札価格調査制度についての規定、第2項が最低制限価格制度についての規定であります。

今回のこの清掃、警備の契約は両制度ありますので、低入札価格調査制度の規定ですと今の167条の10の1項に該当するかどうか、最低制限価格ですと2項に該当するかどうかということになるかと思えます。

この施行令の規定を見る限りは、「工事又は製造その他についての請負の契約」ということで、その他が入っておりますので、工事又は製造というのは例示にすぎないということ、契約が請負の契約であれば、このいずれかの制度について検討することができると、それが大前提になるかと思えます。

○碓井会長

それはそのとおりです。

○事務局

まず1項の低入札価格調査制度に該当するかどうかということですが、2つ書いていまして、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合、次が、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当である場合、この2つのどちらかに該当する場合には、低入札価格調査ができるという規定になっています。

今回の場合、労務単価が適当かどうかということがその調査の中身になっておりますので、低入札調査価格を下回るような価格の労務単価を設定して契約をした際に、これで果たして適正な契約の履行ができるのかどうかということに甚だしく疑問があるので、低入札価格調査の必要があると、そういうことで最低賃金をもとにした、労務単価をもとにした低入札価格調査制度を行っているというのが実情であります。

ですから、最低賃金を下回ることはできないわけですが、それに相当するような労務単価で人を雇ってその事業をやってもらおうということが適当なのかどうかという、そこに行き着くんじゃないかと考えております。

#### ○碓井会長

先ほど私、最低制限価格と申しましたが、それは2項のほうですね。2項だと、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとき」と、下回っていいじゃないかという議論が出てきそうで、ということは、つまり国の全体的な政策からいくと、この部分はある意味で足かせになるのかもしれないという気がしないでもないですね。これは私のようにうるさいことを言うと、何となく宿題を残している条文のような気がします。今日は報告事項ですからこれ以上申しませんが、既に私たちも了承してやってくる低入札価格調査制度や最低制限価格制度ですが、ほかの委員の皆さん、何か参考になるご意見はありませんでしょうか。

吉野委員、どうぞ。

#### ○吉野委員

前から申し上げておりますが、いわゆる国の場合は低入札価格調査制度しかないんですね。地方自治体の場合は最低制限価格制度、または低入札価格調査制度、2制度があるということでございまして、いわゆる低入札価格調査制度というのは、本来はその価格ごとに調査をしなければいけない。今書いてある条文のとおりであります。

便宜上失格基準価格と称して、ロアリミットと同じような扱いをしているというのが公共団体の実態です。今お話の出ている清掃、警備業務について、ロアリミットなのか低入札価格調査制度なのかははっきりしないんですけれども、その辺、制度についてきっちりとした見解を出していただきたいと思えます。

#### ○事務局

今の最低制限価格制度と低入札価格調査制度の関係ですが、庁舎の清掃業務も、総合評価落札方式を実施している案件と一般競争入札を実施している案件がございまして、総合評価で実施しているものにつきましては低入札価格調査制度を設定しておりまして、これについて、特に今実施しているものについては失格基準というものは設定してございません。一般競争でやっている案件については、最低制限価格制度を設定させていただいているというところがございます。

#### ○碓井会長

これは私も自信がないので、どうか事務局でも、他の自治体の状況や、あるいはどこへ聞いたらいいかわかりませんが、法解釈上どうなるのかだけ少し勉強していただいて、私たちに純粋なご報告をいただけるとありがたいと思えます。つまり、工事また製造については割とこの要件に当てはまると言いやすいのですが、清掃のようなものについて、上のほうだと公正な取引で、下のほうだと内容に適合した履行を確保するため特に必要があるということが要件になっていますから、その辺がどう運用されているのかということのご

報告を、後で結構ですから、じっくり調べてお願いできればと思います。

○事務局

今の会長からのお話、おっしゃる点は理解いたしましたので、どういうふう to 制度の運用がなされているのか、もともとこの規定よりも現状は広く運用されているのではないかという、そういった会長のご疑問だと理解いたしましたので、どうなっているのか、この辺は調査をさせていただきたいと思います。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ほかに何かありますでしょうか。

堀越委員、どうぞ。

○堀越委員

先ほどの湯本委員からの意見に関連するんですけども、最低賃金、平成 31 年、令和 2 年と、最低賃金の伸び率を見ると 3%アップになっているんですね。ところが実態賃金を見ますと、平成 29 年から令和元年について、実態賃金が 1%しか伸びていないというところについて、県のほうはその辺はどう見てらっしゃいますでしょうか。

○事務局

最低賃金が 3.3%で、実態賃金が 1%ほどということですが、実態としては今そういう結果が出ておりますが、こういうかたちで最低賃金も上げて、また最低制限日額も上げることによって、徐々に実態賃金も上がっていくのではないかとということで取り組んでいるところですが、なかなか結果として同じような伸びというのが出てこないのですが、こういうことを地道に積み重ねていって、実態賃金のほうも上げていきたいと考えております。

○碓井会長

よろしいですか。ほかに何か。

それでは、この件につきましても、ご報告を承ったということにさせていただきます。

## カ 印刷の請負に係る最低制限価格制度の試行状況

○碓井会長

次に、カ「印刷の請負に係る最低制限価格制度の試行状況」についてご報告をお願いいたします。

○事務局

よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

「印刷の請負に係る最低制限価格制度の施行状況」についてご説明申し上げます。14 ペ

一ジの資料8をご覧ください。1の「趣旨」にありますとおり、印刷業務の発注において品質確保、企業の適正な利潤の確保、中長期的な担い手の確保のため、印刷積算基準に基づき予定価格と最低制限価格の設定を行うというもので、この制度は平成28年4月から実施しており、今回、平成30年度までの3年間の実施状況について、ご報告させていただくものです。

続きまして2の「概要」でございます。対象として、県庁における公募型見積合わせによる印刷業務のうち、予定価格が概ね50万円以上の案件から15件程度を抽出することとしております。予定価格は、一般財団法人経済調査会による図のような項目からなる印刷積算の基準を基本に設定し、予定価格の60%を最低制限価格とします。受注者に対しては調査票を交付し、積算の内訳及び下請状況について回答を依頼することにより調査を行います。

続いて3の「実施状況」についてですが、別紙である次の15ページをご覧ください。最初に概要でございます。公募型見積合わせの案件のうち、印刷積算基準を基本に積算した額が発注課が設定した予定価格とほぼ一致したものについて実施をしました。

一般競争入札において実施をしない理由について申し上げますと、一般競争入札による印刷発注は年間10件程度と少なく、また特殊な仕様の付加や単価契約など、最低制限価格の試行に適さない案件が多いため、公募型見積合わせを対象としているところです。また先ほど対象として予定価格が50万円以上の案件と申し上げましたが、50万円以上の案件は60件ほどと少なく、実施件数を確保するため、予定価格が30万円以上の案件から対象とし、実施してきております。

具体的な実施状況につきまして、2の「実施状況」の表をご覧ください。表の左側が本庁の印刷全体の状況、真ん中がそのうち予定額30万円以上の案件の状況、右側が試行実施案件の状況となっています。

まず件数についてですが、全体では毎年三百数十件程度です。そのうち30万円以上の案件は100件程度、試行を実施した件数は28年度は13件、29年度は14件、30年度は11件でございます。表の一番右側の実施率をご覧くださいますと、30万円以上の案件に対する実施率は、28年度は11.8%、29年度は14.0%、30年度は10.8%になります。平均落札率についてですが、試行実施案件における落札率は、28年度は81.6%、29年度は74.5%、30年度は72.1%です。3年間を通じ、全体及び30万円以上の案件の落札率と比較しますと、この3年間のデータでは、試行実施した案件において特に落札率の上昇は見られませんでした。

表の右から3番目の失格発生件数をご覧くださいますと、各年度とも2案件ずつ失格となる応札が発生しています。これらの失格となった応札が、仮に落札対象となった場合の落札率を平均落札率（含失格）の欄に載せております。実際の落札率は上昇しており、最低制限価格制度を設けることにより、平均落札率の上昇につながると考えております。

続いて3の「応札の状況」をご覧くださいます。右側の「試行実施件数（不調除く）」という小さい表をご覧くださいますと、3年間で不調を除いた実施件数は36件、応札者の合計は142者です。失格が発生した案件は6件あり、失格者は13者でした。左側のグラフをご覧くださいますと、60から100%の間に入った応札は105者です。右側の「応札の60-100%への収束率」という表をご覧くださいますと、この3年間では収束する率は上昇しており

ます。またグラフを見ますと、応札が60%近辺に集中するといった傾向は特に見られませんでした。

続いて4の「下請状況及び積算内訳に関する調査結果」をご覧ください。36件中、調査票の提出が得られたのは31件です。(1)下請状況についてですが、31件中下請発注があったのは11件、そのうち県外業者が含まれていたのは3件です。県外業者への格安な下請などは見られませんでした。

(2)の積算内訳についてですが、積算項目ごとの県の積算と、受注者の積算を比較しました。両者の間には、案件ごとにかなりばらつきがあると言える状況です。回答によりましては、全く金額の計上のない積算項目が見られるなど、県が基本としている印刷積算基準とは違った、各事業者独自の積算基準に基づき、見積額を決定している場合もあるように思われます。

また各積算項目は、用紙などは全体に占める比率が非常に高い一方、制作、刷版といった項目は金額的な比率が低いなどウエートが大きく異なるため、項目ごとに一律に比較するといったことはできず、現状ではまだ明確な傾向がつかめない状況です。

そこで14ページに戻っていただきまして、一番下の4の「今後の取組」についてです。

(1)としまして、より適正な予定価格の設定のため、県と受注者の積算の比較検証を進めていきたいと。あわせて、職員の積算技術の向上にも努めていきたいということと、より精確な仕様の記述といった部分についても研究を進めていきたいと考えております。

(2)としまして、実施件数をさらに蓄積し、比較検証するため少額案件への対象拡大や調査項目の見直し等を実施し内容に必要な修正を加え、引き続き試行継続していきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。  
湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

この試行につきましては、平成28年からということで説明があったわけですが、特にこれは、4年前に比べてそんなに大きく減ったということの認識はないんですが、ただ、実際今の説明を受けている中で、今後の取組の(2)の具体的な修正ということも挙がりましてたけれども、具体的にどんなことができるのか、非常に少額だということもありましたが、具体的にどんなことを今検討されているのか。

もう一点が、件数も、うんと減っているというわけではないんですが、試行ということの継続的な考え方についてはどのような考えか、よろしく願いしたいと思います。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

今後の取組の具体的な修正についてという部分で、まずお答えいたします。現在具体的に考えている内容としまして、対象案件の金額の下限を20万円台まで引き下げるということを考えております。計算上ですと、これによって対象になる案件が、30万円の場合は100件程度だったのですが、これに対してもう40件程度増加するのではないかと考えております。

もう一点としまして、受注者への調査の積算に関する部分について、県の積算や仕様づくりでより参考とできるように、調査内容としまして、今までは項目ごとの金額について調査をしていた部分ですが、より詳細に回答をお願いすることを検討しております。例えば印刷に使用している用紙の具体的な商品名や、加工が入る場合の加工の方法や、そういったことについて具体的に調査をしていきたいと考えております。

もう一点としまして、試行の継続についての考え方ということでご質問をいただきましたが、現時点では、より適正な予定価格を設定していくために試行を継続して、データの蓄積を進めていきたいと考えております。その先の方向性については、データの蓄積や分析が整ったところで検討していきたいと考えております。

今回ご報告させていただいた3年間の実績だけでは、落札率が上昇したということが明確に言えないため、そこについて明確に効果が確認できるように取り組んでいきたいと考えております。

先ほど案件の数が過去に比べて減少しているというお話がありましたが、需要の減少傾向が続くということについてはそのとおりだと認識しておりますので、そういった市場環境の下でダンピングを抑止し、適正な価格での発注を実現するためという観点から、この印刷の最低制限価格制度の試行は引き続き重要な取組だと考えております。よろしくお願ひします。

○確井会長

ほかに何かありますでしょうか。

野本委員、どうぞ。

○野本委員

印刷について少額案件、今調査対象が30万円以上ということですが、質問の前提として、こういった対象の業者は結構中小零細というところが多いのでしょうか。まずそこからお願ひします。

○確井会長

どうぞ。

○事務局

おっしゃるとおりだと思います。

○野本委員

ありがとうございます。そうしますと、これだけの細かい積算、実績を集計していくのは原価計算ですが、中小零細企業にこれだけ精緻な原価計算ができるのかなど。今まで30万円以上で結構ばらつきがあったのですが、それを20万円に引き下げると余計にばらつきが拡大しそうで、そここのところを工夫するか、20万円ぐらいのものに調査書を送っても非常に負担になると思うので、そここのところも考慮いただければと思います。

○碓井会長

これは、事務局何かご発言ありますか。

○事務局

今のお話の点を配慮して、今後の試行内容を検討させていただければと思います。

○碓井会長

ほかに何かありますか。

よろしゅうございますか。先ほどと同じ問題はあるのですが、それはさておきまして、これについても報告を承ったということにさせていただきます。

ほかに何か皆様からございますでしょうか。時間が来ているのですが、1点だけ。非常に長野も暖冬のようにして、例年ですと除雪の車両も動いたりしている時期かと思うのですが、契約というふうに見た場合、暖冬で仕事が全然来ないということについては、何か対策は、それは産業対策としてはあるのかもしれないけれども、契約の部局から何かそういう対策というのは考えられることがあるんでしょうか。それともそれはお手上げで、何もないんでしょうか。全然仕事が来ない、だけれども車両は全部用意してあると、準備万端整えているときに何とかなることはないかと、単純な疑問を持つんですが。

○事務局

特に除雪に限っての話をさせていただきますと、やはり県の北部、大北はじめ信濃町、飯綱町、飯山市、栄村、こちらは主に冬は除雪をやっていて生業としているところもあるということだと思います。

報道でも除雪がなくて困っているという実態もありますが、一方で、実は災害復旧で携わっている中で、言葉がいいかどうか分かりませんが、暖かいということはやはり仕事はかどりまして、雪もかかずに通常の工事ができるというところもあるので、発注部局とすれば、例えば秋で補正をいただきました舗装や区画線、そういったものも春に向かう中でやる点、それから今言ったように災害のところにもシフトしていただく中で、事業量的には非常にありますので、土木的にいいですとそんなところでやっていただければいいのかなと思います。

それから、そういったものに対しては産業労働部局でも低利の貸し付けといったものもやっておりますので、そんなところでまた考えていただきまして、お願いをしたいという状況かと思います。

○碓井会長

どうもありがとうございました。  
どうぞ。

#### ○事務局

色々なかたちで、今の雪不足もですけれども、例えば台風19号災害もですし、近々のところでは新型の肺炎といった事象が起きますと、県内の経済活動もさまざまなところに影響が出てまいります。例えば観光などは大変な影響を受けております。

県の全体の対策としては、観光ではさまざまな対策も行っておりますし、産業労働部では、特に中小企業の方皆さん向けの相談窓口を設けたりする対応を常に取っているところでもあります。

今、会長から契約というお話でしたけれども、必ずしも県との契約関係にある方が影響を受けているということでもないかと思っておりますので、県の契約としては、例えば台風災害に伴います中小企業者への受注の確保、こういったことについても、産業労働部サイドから県の各部局に通知を出して必要な対応をしております。

私どもとしては、県の契約制度の中で特別に対応していくことがあるというような相談が各部局からありましたら、そのときにはきちんとした対応を取っていきたいと考えております。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。

何か委員の皆様から、ご発言はありますか。

どうもご協力ありがとうございました。それではこれで、予定の議事が終了いたしました。ご協力どうもありがとうございました。

事務局、お願いいたします。

### 3 その他

#### ○井上企画幹

碓井会長ありがとうございました。委員の皆様、慎重審議をありがとうございました。

では、次第の3の「その他」でございます。事務局からですが、来年度第1回契約審議会の開催についてでございますが、また準備が整い次第日程調整のご連絡を差し上げたいと思っております。その際には皆様からお返事のほう、よろしくお願いいたします。

この際、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今年度の契約審議会は今回が最後となりますので、県を代表いたしまして、会計管理者兼会計局長の塩谷よりごあいさつを申し上げます。

#### ○塩谷会計管理者兼会計局長

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

本年度の契約審議会ですけれども、4回開催させていただきました。審議事項5項目、

報告事項 20 項目につきまして、ご審議をいただいたところでございます。委員の皆様には、毎回熱心なご議論をいただきました。誠にありがとうございました。

長野県の契約に関する条例に基づきまして策定しております長野県の契約に関する取組方針がございしますが、こちらの進捗状況を見ますと、全 91 項目中、昨年度までに 88 項目について取り組み着手という状況でしたけれども、今年度、建設工事における総合評価落札方式、地域貢献等簡易型の試行につきましてご審議をいただきまして、新たに 1 項目に着手をすることができました。

そのほか、建設工事の低入札価格調査制度における失格基準価格の改定ですとか、建設工事における技能労働者の処遇改善に向けた新たな取組なども議題として挙げさせていただきまして、より良い方向へ進むことができたというように考えております。

これらの成果は、委員の皆様のご意見をいただきながら、契約に関するさまざまな課題を一つずつ改善してきたことによるものと考えております。改めて委員の皆様へ感謝を申し上げます。

今後とも、委員の皆様のご専門的な知識、またご経験をもとに、引き続き、契約審議会におきまして忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝と益々のご活躍を祈念いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

なお、私ごとでございますけれども、本年 3 月末に定年で退職ということでございます。2 年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

#### 4 閉 会

##### ○井上企画幹

それでは、以上をもちまして、令和元年度第 4 回長野県契約審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

(了)